

第50号議案

群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、次のとおり決定されたく提出いたします。

令和6年2月13日

群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美

群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の概要

群馬県立高等学校管理に関する規則(昭和四十一年群馬県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

- ・第四十八条中「学校に」を「学校（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第一項に規定する学校運営協議会を置く学校を除く。）に」に改める。

2 改正の理由

令和6年度に、県立学校へコミュニティ・スクールを導入（学校運営協議会を設置）するため。

3 施行期日

令和6年4月1日

群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年 月 日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第 号

群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立高等学校管理に関する規則（昭和四十一年群馬県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「学校に」を「学校（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第一項に規定する学校運営協議会を置く学校を除く。）に」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○群馬県立高等学校管理に関する規則 昭和四十一年十二月二十九日教育委員会規則第十三号 第十二章 学校評議員 (学校評議員) 第四十八条 <u>学校（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第一項に規定する学校運営協議会を置く学校を除く。）</u>に、学校評議員を置く。 附 則（令和六年〇月〇日教育委員会規則第〇号） この規則は、令和六年四月一日から施行する。</p>	<p>○群馬県立高等学校管理に関する規則 昭和四十一年十二月二十九日教育委員会規則第十三号 第十二章 学校評議員 (学校評議員) 第四十八条 <u>学校</u> <u>に</u>、学校評議員を置く。</p>